

内甲 六九九

十八 十二 十三

昭和十八年十二月二十日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

海軍大臣

大東亞大臣

岸 國務大臣

内務大臣

司法大臣

農商大臣

大森 國務大臣

大藏大臣

文部大臣

軍需大臣

後藤 國務大臣

陸軍大臣

厚生大臣

運輸通信大臣

藤原 國務大臣

別紙内務運輸通信兩大臣請議公有水面
埋立法及同法施行令戰時特例ノ件

去 司 局

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕公有水面埋立法及同法施行令戰時特
例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十八年十二月二十四日

内閣總理大臣
内務大臣
運輸通信大臣

(起案用紙青三ノ一號)

呈案附箋ノ通

昭和十八年十二月十八日

主任者 國土局高村庶務課長

内務省發國第一七六號

公有水面埋立法及同法施行令戰時特例ノ件

曩ニ閣議ニ於テ決定セル國內態勢強化方策ニ基キ官廳事務ノ徹底的簡素化ヲ圖ランガ爲公有水面埋立法中(一)第二十三條但書ノ規定ニ依リ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ竣功認可前ニ於テ埋立地ニ埋立ニ關スル工事ニ非ザル工作物ヲ設置セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトト相成居ルモ右ハ工作物設置ノ日より五日前ニ地方長官ニ届出ヲ以テ足ルコトトシ(二)同一區域ニ亘ル埋立ノ出願ニシテ免許シ得ベキモノ數件アル場合ニ於ケル埋立ノ免許又ハ其ノ拒否ニ關シテハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルコトト

内務省

相成居ルモ右ハ大東亞戦争中認可ヲ受クルコトヲ要セザルコトト
致度ニ付別紙ノ通勅令案ヲ提出ス
右閣議ヲ請フ

昭和十八年十二月十七日

内務大臣 安 藤 紀 三 郎



運輸通信大臣 八 田 嘉 明



内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

内務省

勅令第九百四十二號

公有水面埋立法及同施行令戰時特例

第一條 許可認可等臨時措置去ニ基ク、公有水面埋立法ノ特例及大東亞戰爭中ニ於ケル規定ニ依ル地方長官ノ許可ハ之ヲ受クルヲ要シ、
第二條 五日前三地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツルヲ以テ足ル、

第三條 公有水面埋立法施行令第三十二條ノ規定ニ依ル内務大臣ノ認可ハ、
附則 之ヲ受クルヲ要セズ

大日本帝國政府

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

勅令第九百四十一號

公有水面埋立法及同施行令戰時特例

第一條 許可認可等臨時措置法ニ本法施行令ノ特例ハ本令ノ規定ニ依ル
 第二條 公有水面埋立法第二十三條但、之ヲ受クルハ、要セ、工作物
 第三條 公有水面埋立法第三十二條ノ規定ニ依ル内務大臣ノ
 認可ハ、
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省

大日本帝國政府

勅令第九百四十一號

公有水面埋立法及同施行令戰時特例

第一條 許可認可等篇寺昔置法、
第二條 公有水面埋立法第三十三條但、
第三條 規定ニ依ル地方長官ノ許可ハ之ヲ受クルヲ要セズ工作物設置
ノ日、五日前に地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツルヲ以テ足ル、

第三條 公有水面埋立法施行令第三十二條ノ規定ニ依ル内務大臣ノ
認可ハ、
附則
之ヲ受クルヲ要セズ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省

大日本帝國政府

理由

大東亞戰爭中行政事務簡素化ノ趣旨有水面埋立法及同法施行令ニ依ル
可認可事項ヲ整理スルノ要アルニ依ル

大日本帝國政府

理由

大東亞戰爭中行政事務簡素化^{ヲ以テ}公有水面埋立法及同法施行令^{ニ依リ}許可認可事項ヲ整理スルノ要アルニ依ル

参照

公有水面埋立法

公有水面埋立法施行令

第十二條 地方長官ハ埋立ニ付免許料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ免許料ノ徵收及歸屬ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ關スル工事ノ著手及工事ノ竣功ヲ地方長官ノ指定スル期間内ニ爲スヘシ

地方長官正當ノ事由アリト認めルトキハ前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第十四條 埋立ノ免許ヲ受ケタル者埋立ニ關スル測量及ハ工事ノ爲必要アルトキハ地主長官ノ許可ヲ受ケ他人ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サザムスル者ハ其ノ日時及場所ヲ少クトモ五日以前ニ其ノ土地ノ市町村長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨土地ノ占有者ニ通知スヘシ又通知スルコト能ハサルトキハ告示スヘシ

第十三條 埋立ハ免許ヲ受ケタル者ノ相續ハ其ノ被相續人ノ存シタル埋立チ爲ス權者ニ關シ之ヲ準用ス

第十五條 前條ノ規定ニ依ル立入又ハ使用因リテ生シタル損害ハ其ノ立入又ハ使用爲シタル者之ヲ補償スヘシ

第十六條 埋立ニ免許ヲ受ケタル者ハ地方官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ埋立チ爲ス利チ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リ埋立チ爲ス權利ヲ讓受タル者ハ埋立ニ關スル法令又ハ之ニ基キ爲ス處分若ハ其ノ條件ニ依リ讓渡人ニ生タル權利義務ヲ承繼ス但シ第六條第一項第十條又ハ前條ノ規定ニ依ル義務ハ讓渡及讓受人連帶シテ之ヲ負フ

第十七條 埋立ニ免許ヲ受ケタル者ノ相續ハ其ノ被相續人ノ存シタル埋立チ爲ス權

會ノ協賛ヲ經タル公有水

官許可チ受クルニ非サレハ埋立チ爲ス
利チ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス
前項ノ規定ニ依リ埋立チ爲ス權利ヲ讓受
タル者ハ埋立ニ關スル法令又ハ之ニ基キ
爲ス處分若ハ其ノ條件ニ依リ讓渡人ニ生
タル權利義務ヲ承繼ス但シ第六條第一項
第十條又ハ前條ノ規定ニ依リ義務ヲ讓渡
及讓受人連帶シテ之ヲ負フ
第十七條 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ相續
ハ其ノ被相續人ノ存シタル埋立チ爲ス權

前項但書ノ規定ニ依リ免許ノ效力ヲ復活
シタル場合ニ於テハ地方長官ハ免許條條
ヲ變更スルコトヲ得

第三十五條 埋立ノ免許ノ效力ヲ消滅シタル埋
合ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ關
ル工事ノ施行區域内ニ於ケル公有水面ヲ原
狀ニ回復スヘシ但シ地方長官ハ原狀回復
必要ナシト認ムルモノ又ハ原狀回復ヲ爲
コト能ハスト認ムルモノニ付埋立ノ免許
受ケタル者ノ申請アルトキ又ハ催告ヲ爲
シ拘ラス其ノ申請ナキトキハ原狀回復ノ責
務ヲ免除スルコトヲ得

前項但書ノ義務ヲ免除シタル場合ニ於テハ
地方長官ハ埋立ニ關スル工事ノ施行區域
ニ於ケル公有水面ニ存スル土砂其ノ他ノ物
件ヲ無償ニテ國ノ所有ニ屬セシムルコトヲ
得

第三十六條 第三十二條第一項及前條ノ規
定ハ埋立ノ免許ヲ受ケスシテ埋立工事ヲ爲
タル者ニ關シテ準用ス

ル者アル場合ニ於テ地方長官原狀回復ノ必要ナシト認ムルトキハ埋立ノ追認ヲ爲スベトヲ得此ノ場合ニ於テハ追認ノ日ニ於テ埋立ノ免許アリタルモノト看做ス
埋立ノ免許ニ關スル規定ハ前項ノ埋立ノ追認ニ關シ之ヲ準用ス

第三十七條 地方長官第六條第三項ノ裁定爲シ又ハ第十條爲ハ第三十二條第二項ノ裁定ニ依ル補償ヲ爲サシムル場合ニ於テ鑑定人ノ意見ヲ聞キタルトキハ其ノ鑑定ニ要スル費用ハ第三十二條第二項ノ場合ニ於テテ同項ノ事業ヲ爲ス者其ノ他ノ場合ニ於テハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ負擔トス

第三十八條 第十二條ノ免許料ニシテ國ニ歸屬スルモノ及前條ノ鑑定ニ要スル費用ハ地方長官國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得但シ先以特權ノ順位ハ國稅ニシテクモノトス

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ當當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ

ノ規定ハ國ニ於テ現立ナシタル埋立地ノ... 第一條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第二條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第三條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第四條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第五條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第六條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第七條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第八條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第九條 本法ニ於テハ埋立地ノ... 第十條 本法ニ於テハ埋立地ノ...

内甲 六九六

六十二 三三

昭和十八年十二月三十一日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

海軍大臣

大東亞大臣

岸 國務大臣

内務大臣

司法大臣

農商大臣

大藏 國務大臣

大藏大臣

文部大臣

軍需大臣

後藤 國務大臣

陸軍大臣

厚生大臣

運輸通信大臣

藤原 國務大臣

別紙内務大臣請議道路法戰時特例及
道路管理者特別規程外九勅令改正ノ件